

TOIS プロバイダ契約同意書

同意年月日

西暦 年 月 日

右記の取り決め事項に同意しプロバイダ契約を申し込みいたします。

フリガナ				EP
ご契約者名				
フリガナ				
世帯主氏名				
フリガナ	〒□□□-□□□□			
ご契約者住所				
電話番号①	— —	電話番号②	— —	
メールアドレス	3文字以上18文字以下のアルファベットと数字とー（ハイフン）と、（ドット）で構成し、先頭の文字はアルファベットのみです。			
第一希望 メールアドレス	@tois.ne.jp	第二希望 メールアドレス	@tois.ne.jp	
第一希望 メールアドレス	@tois.ne.jp	第二希望 メールアドレス	@tois.ne.jp	

設置・設定立会い者が契約者と異なる場合は下記への記入もお願いいたします。
立会者とは設置・設定の決定権を契約者または世帯主より委任されたものをいう。

フリガナ				EP
工事立会者名				
フリガナ	〒□□□-□□□□			
立会者住所				
電話番号①	— —	電話番号②	— —	
FAX	— —	E-MAIL	@	
契約者との続柄				

●取り決め事項…この取り決め事項は株式会社コトノ東北インターネットサービス（以下TOIS）とお客様との取り決めです。

①提供エリア
NTTの提供エリアは、別に定める提供区域内とします。ただし、提供エリア内であっても本サービスを利用できない場合があります。

②費用及び支払方法
本契約のお支払方法は、クレジットカード払いまたは77銀行・石巻信用金庫の口座引き落としを原則とし、お支払が2か月滞った事が確認され次第、ご連絡が取れないに問わずホームページ等の閲覧を停止させていただきます。滞っている料金のお支払が確認され次第、通常通りホームページの閲覧を可能な状態にさせていただきます。

③利用者の移転
ユーザーが転居し、本サービスの提供エリア外に移転した場合・または転居の日にちが分り次第TOISへ連絡をし、口座引き落とし停止などの事務手続きを行うものとする。
転居のご連絡が無く、転居から日数が経っている場合はその間の料金の払い戻しは出来なものとします。

④本サービス利用中止
下記の事由により本サービスを受けられなくなったことによる、あらゆる不利益に対し、ユーザーはTOISに、一切の不服申し立て、損害賠償の請求などできないものとする。1. ユーザーの転居によるサービス中止。2. 料金の滞納状態が続いた場合。3. その他環境の変化・他ユーザーへの通信に影響が出る場合などにより接続不能になったとき。

⑤最低利用期間（年契約プランの場合）および解約
●ユーザーは解約の際、申し出をTOISに行わなければならない。解約の申し出がない場合は契約が継続するものとする。その際、解約の連絡・申し出があるまでは使用している、いないに関わらず申し出までの料金は発生するものとする。●ユーザーは開通後最低12ヶ月間はTOISのサービスを利用し、それに付帯する利用料をTOISに支払わなければならない。ただし12ヶ月以内であっても最低利用期間の残存期間に相当する料金を支払うことで解約することができる。最低期間利用後はいつでもTOISに対し、契約解除を申し出ることができ、TOISはこれを了解しなければならない。

⑥契約の解除
TOISはユーザーが次の場合に該当する場合は、契約を解約することができる。1. TOISのサーバーおよび付属設備に対し、障害または損害を与える行為を行った、または行おうとしていることが判明した場合。2. TOISのサービスに対し、事実無根の誹謗中傷など著しく営業の妨害につながる行為を行った、または行おうとしていることが判明した場合。3. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその理由、利用停止する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

⑦保守点検
TOISは当社の電気通信設備の保守上または工事業やむを得ないときは、サービスを停止することがあります。当社は本サービスを停止する場合にはあらかじめ利用者に通知しなければならない。ただし緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

⑧メールの削除
下記の事由によりTOISはユーザーのメールをサーバーから削除する事が出来る。その場合一切の不服申し立て、損害賠償の請求などできないものとする。
メールBOXの容量が圧迫している場合・同メールサーバーを利用中の他ユーザーへ影響を及ぼす場合
*その他上記に該当しない問題が発生した場合は、ユーザーとTOIS双方の協議により円満に解決する。

その他特記事項記入欄

--

TOIS記入欄

担当者名	工事業者名
備考	